

# 「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

## ～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

### 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
**設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)**  
 などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引き上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
 費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



### 概要

※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(※3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下に該当する事業場が対象となります。  
 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。  
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成対象の特例

- ◆ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。※  
(※) 特例事業者のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ **申請期限は令和4年3月31日までです。**

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

## 申請先

- ◆ **千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門**

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎

【電話番号】043-306-1860

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号：03-6388-6155  
(受付時間 平日8:30~17:15)

## 【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

- ◆ 令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。

(※) ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

## 【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

### 特例コースの概要

■ **申請期限：令和4年3月31日まで**

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（※Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

### 助成額・助成率

助成率：**3 / 4**

助成上限額：

引上げ人数	1人	2~3人	4~6人	7人以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

### 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等

機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など  
(※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象)

B 関連する経費※

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など